

セイヨウオオマルハナバチは、特定外来生物に指定されていることから、**本来は飼養等することができません。**

生業の維持の目的で**花粉交配用のためにやむを得ず使用する**場合にあっても、外来生物法を遵守し、**以下の事項をはじめ、法令に基づく手続き・措置を必ず実施する必要があります。**

- ① **必ず、環境大臣の許可を取得して飼養**すること。許可の有効期間は**3年間**です。それ以降も飼養等を行いたい場合は、**有効期間内に更新手続き**をすること。
- ② **必ず、施設開口部へネットを展張**すること。
- ③ **必ず、施設の出入り口を二重**にすること。
- ④ **必ず、飼養の開始後はハウス等飼養施設に、飼養等に係る許可証のコピーを掲出**すること。
- ⑤ **必ず、使用後は、確実に殺処分**をすること。

※ 詳しくは、外来生物法ホームページ

(<http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html>)をご覧ください。

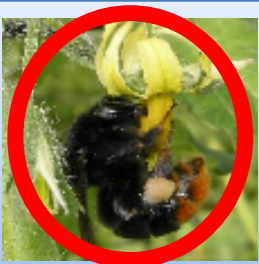
●なお、外来生物法では、

- ・**上記①に違反し、環境大臣の許可を得ずにセイヨウオオマルハナバチを飼養した場合**
(販売・頒布の目的で行った場合を除く)
→個人:1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人:5千万円以下の罰金
- ・**上記②～⑤を行わず、環境大臣からの飼養等の改善などの措置命令にも従わない場合**
→個人:3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人:1億円以下の罰金
等の**厳しい罰則**が設けられているほか、許可が取り消される場合もあります。

●今後、適切な管理が徹底されないと、セイヨウオオマルハナバチの飼養ができなくなる可能性もあり、トマト産地が維持できなくなることも心配されます。

●**生産者の皆さんにあっては、適切な管理が求められています。**

特定外来生物
セイヨウオオマルハナバチ



在来種
クロマルハナバチ

トマト等の花粉交配には

- ・**在来種クロマルハナバチ**の導入を積極的に検討してください。
- ・**単為結果性品種への転換**も検討してください。

お問い合わせは、お近くの農協、取扱い業者
又は農業改良普及センターまで